

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十七号

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 略</p> <p>第四章 雑則（第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第二条 条例第二条第一項に規定する指定介護老人福祉施設（以下この章において「指定介護老人福祉施設」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 一人以上</p> <p>五・六 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章 略</p> <p>附則</p> <p>（従業者）</p> <p>第二条 条例第二条第一項に規定する指定介護老人福祉施設（以下単に「指定介護老人福祉施設」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 栄養士 一人以上</p> <p>五・六 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、指定介護老人福祉施設に条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設（以下単に「ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット</p>

入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
5～10 略

(設備)

第三条 略

2 条例第四条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービス(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。))第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)の提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができ

入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
5～10 略

(設備)

第三条 略

2 条例第四条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービス(法(第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。))の提供上必要と認められる場合は、四人以下とすることができ

る。

(二)・(三) 略

二〇七 略

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第五条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 略

二〇五 略

(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第十二条 略

2 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第十三条 略

二〇六 略

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合

る。

(二)・(三) 略

二〇七 略

3 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第五条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 略

二〇五 略

(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第十二条 略

2 略

(施設サービス計画の作成)

第十三条 略

二〇六 略

合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

8| 10| 略

11| 第二項から第九項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する

12| 計画担当介護支援専門員は、第十項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

13| 一・二 略

（計画担当介護支援専門員の責務）

第二十四条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一〜六 略

七 第三十三条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第二十五条 略

2 略

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの

7| 9| 略

10| 第二項から第八項までの規定は、前項の施設サービス計画の変更について準用する

11| 計画担当介護支援専門員は、第九項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

12| 一・二 略

（計画担当介護支援専門員の責務）

第二十四条 計画担当介護支援専門員は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一〜六 略

七 第三十三条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第二十五条 略

2 略

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(衛生管理等)
第二十六条 略

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

四 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第二十八条 略

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)
第三十三条

(衛生管理等)
第二十六条 略

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 略

(揭示)

第二十八条 略

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)
第三十三条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

2 | 指定介護老人福祉施設は、条例第十七条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 五 略

六 第三十三条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備)

第三十六条 条例第二十条第一項第四号の規則で定める設備は、条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設(以下単に「ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)の運営上必要な設備とする。

2 条例第二十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十九条第一項に規定するユニット(以下単に「ユニット

3 | 1 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
三 事故発生防止のための委員会を定期的に開催すること。
四 従業者に対し、事故発生防止のための研修を定期的に実施すること。
2 | 指定介護老人福祉施設は、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 五 略

六 第三十三条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備)

第三十六条 条例第二十条第一項第四号の規則で定める設備は、ユニット型指定介護老人福祉施設(以下単に「ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)の運営上必要な設備とする。

2 条例第二十条第一項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 ユニット

ト」という。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十九条第一項に規定する共同生活室(以下単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3)・(4) 略

(二) (四) 略

二・三 略

3 略

(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第三十八条 略

2 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十二条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者

次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十九条第一項に規定する共同生活室(以下単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの定員は、おおむね十人以下とすること。

(3)・(4) 略

(5) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(二) (四) 略

二・三 略

3 略

(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)

第三十八条 略

2 略

(勤務体制の確保等)

第四十二条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十三条 第二条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十六条から第三十五条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項、第二十二條及び第三十三條第一項 中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、第二十三條中「第五条から第十条まで及び第十三條から第十八條までの規定並びに第四条から第二十一條まで及び次條から第三十五條まで」とあるのは「第二十一條から第二十五條まで並びに第二十六條において準用する条例第五條から第七條まで及び第十五條から第十八條までの規定並びに第三十七條から第四十二條まで並びに第四十三條において準用する第四條から第九條まで、第十一條、第十三條、第十六条、第十八條から第二十一條まで、次條及び第二十六條から第三十五條まで」と、第二十四條中「第十三條」とあるのは「第四十三條において準用する第十三條」と、同條第五號及び第三十五條第二號中「条例第九條第四項」とあるのは「条例第二十二條第六項」と、第二十四條第六號及び第三十五條第五號中「第三十一條第二項」とあるのは「第四十三條において準用する第三十一條第

(準用)

第四十三条 第二条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十六条、第十八条から第二十四条まで及び第二十六条から第三十五条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項、第二十二條並びに第三十三條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、第二十三條中「第五条から第十条まで及び第十三條から第十八條までの規定並びに第四条から第二十一條まで及び次條から第三十五條まで」とあるのは「第二十一條から第二十五條まで並びに第二十六條において準用する条例第五條から第七條まで及び第十五條から第十八條までの規定並びに第三十七條から第四十二條まで並びに第四十三條において準用する第四條から第九條まで、第十一條、第十三條、第十六条、第十八條から第二十一條まで、次條及び第二十六條から第三十五條まで」と、第二十四條中「第十三條」とあるのは「第四十三條において準用する第十三條」と、同條第五號及び第三十五條第二號中「条例第九條第四項」とあるのは「条例第二十二條第六項」と、第二十四條第六號及び第三十五條第五號中「第三十一條第二項」とあるのは「第四十三條において準用する第三十一條第

二項」と、第二十四条第七号及び第三十五条第六号中「第三十三
条第一項」とあるのは「第四十三條において準用する第三十三條
第一項」と、第二十八條第一項中「第十三條各号」とあるのは
「第二十四條各号」と、第三十五條第三号中「第九條第二項」と
あるのは「第四十三條において準用する第九條第二項」と、同條
第四号中「第二十一條」とあるのは「第四十三條において準用す
る第二十一條」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(電磁的記録等)

第四十四條 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存
その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面
(條例第二十六條の二第一項に規定する書面をいう。以下同
じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第
六條第一項及び第九條第一項(これらの規定を第四十三條におい
て準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)に
ついては、書面に代えて、当該書面に係る條例第二十六條の二
第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、條例第二十六條の二
第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で
行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、
当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定す
る電磁的方法によることができる。

附則

1 3 略

4 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床(医療法第七
條第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神
病床(同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の
一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十

二項」と、第二十四条第七号及び第三十五条第六号中「第三十三
条第二項」とあるのは「第四十三條において準用する第三十三條
第二項」と、第二十八條 中「第十三條各号」とあるのは
「第二十四條各号」と、第三十五條第三号中「第九條第二項」と
あるのは「第四十三條において準用する第九條第二項」と、同條
第四号中「第二十一條」とあるのは「第四十三條において準用す
る第二十一條」と読み替えるものとする。

附則

1 3 略

4 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床(医療法第七
條第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神
病床(同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の
一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十

条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令 第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第三条第二項第三号（一）の規定にかかわらず、当該転換に係る食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の床面積を、当該転換に係る機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の床面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

5 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第二項第三号（一）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たさなければならない。

一・二 略

6 令和六年三月三十一日 までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養

条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第三条第二項第三号（一）の規定にかかわらず、当該転換に係る食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の床面積を、当該転換に係る機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の床面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

5 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第二項第三号（一）の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たさなければならない。

一・二 略

6 平成三十六年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養

病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設又はユニット型指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第三項第一号及び第三十六条第三項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすることができる。

7
5
12
略

病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設又はユニット型指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第三条第三項第一号及び第三十六条第三項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすることができる。

7
5
12
略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第二十五条第三項及び第四十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規規則第三十六条第二項第一号(一)(2)の規定に基づき入所定員が十人を超える秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十九号）第十九条第一項に規定するユニットを整備する同項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設は、新規規則第二条第一項第三号(一)及び第四十二条第二項の基準を満たすほか、同条例第十九条第一項に規定するユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十六条第二項第一号(一)(5)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規規則第二十六条第二項第三号（新規規則第四十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期

的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。